

令和2年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和2年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和2年8月4日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	4	火	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月4日	8月4日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月4日	村崎浩史君 坂本弘樹君 指 名
議 案 第 8 号	本会議	令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月4日	認 定
議 案 第 9 号	本会議	令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	8月4日	原 案 可 決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨		ページ
8月4日	相浦喜代子 議 員	1	<p>1 県央地域広域市町村圏組合における消防署建て替えについて</p> <p>2月に質問した雲仙市小浜消防署の建て替え用地に進展はあったか。</p> <p>また、諫早市の高来分署、多良見分署について、2月の答弁を頂き、諫早市の3月議会にて諫早市の用地に対する考えを質問した際「三市の了解が得られれば2分署の候補地選定に入りたい」との答弁があったが、どのように考えられるか伺う。</p> <p>2 救急出場における課題について</p> <p>(1) 救急出場にあって現場の蘇生処置を家族が拒否する場合があるというが、この5年間での状況を伺う。</p> <p>また、そのような場合の対応マニュアル等はあるのか伺う。</p> <p>(2) コロナ禍において救急出動のリスクが高まるが対応はどのように行っているのか。</p>	24

○ 出席議員（15名）

- 1 番 田 中 哲三郎 君
- 2 番 森 久 多 久男 君
- 3 番 松 永 隆 志 君
- 4 番 相 浦 喜代子 君
- 5 番 松 尾 義 光 君
- 6 番 山 口 喜久雄 君
- 7 番 松 本 正 則 君
- 8 番 朝 長 英 美 君
- 9 番 小 林 史 政 君
- 10 番 岩 永 慎太郎 君
- 11 番 村 崎 浩 史 君
- 12 番 坂 本 弘 樹 君
- 13 番 松 尾 文 昭 君
- 14 番 伊 川 京 子 君
- 15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員 なし

○ 説明のため出席したもの

- 管 理 者 宮本 明雄 君
- 副管理者 園田 裕史 君
- 監査委員 梅林 弘幸 君
- 事務局長 池松 弘 君
- 消 防 長 城下 和美 君
- 次長兼諫早消防署長 富岡 正英 君
- 次長兼消防総務課長 田方 章 君
- 総務課長 山口 敏之 君
- 大村消防署長 牟田 一幸 君
- 小浜消防署長 碓 和広 君

○ 議会関係出席者

- 書 記 長 山口 敏之 君
- 書 記 川下 辰彦 君

午後 2 時開会

○議長（田川伸隆君）

ただいまから、令和 2 年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

○議長（田川伸隆君）

それでは、議事に入ります。

日程第 1 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第 2 条により準用する諫早市議会会議規則第 8 7 条により、今期定例会の会議録署名議員に、1 1 番 村崎浩史議員、1 2 番 坂本弘樹議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。本日ここに、令和 2 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先月 3 日から 1 4 日にかけて、九州の広い地域で、梅雨前線による記録的な大雨が発生いたしました。特に、熊本県南部地方を中心とした地域では、河川の氾濫によりまして、多くの死傷者が出るなど甚大な被害をもたらしました。

本組合の緊急消防援助隊は、消防庁からの要請によりまして熊本県八代市へ出動し、救助活動や救急活動の支援を行ったところでございます。

また、本組合圏域におきましても、断続的な降雨により、7月6日には大雨特別警報の発令に伴い、避難勧告や避難指示が発令されるなど、緊迫した状態となりました。

7月の累計雨量は例年の2倍を超え、7月25日には、諫早市の轟峡の遊歩道の崖が突然崩落し、ご家族で行楽に訪れました3人の方が巻き込まれるなど痛ましい事案が発生いたしました。

お亡くなりになりました皆様方に心からお悔やみと、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界の広範な国や地域で感染が拡大し、国内においても累計で4万人以上が感染し、約千人の方が亡くなられる事態となっております。

本組合圏域におきましては、4月初めに諫早市において、市民と県外在住者の2名の感染が報告され、その後、外出自粛などにより、3か月間は新たな感染者の確認はあっておりませんでした。国の緊急事態宣言解除後、再び感染が拡大し、本組合圏域では、現在39名の感染者が確認される状況となっております。多くの専門家の見解では、第2波、第3波の襲来が懸念されており、感染症対策は長期戦を覚悟する必要があるとされております。

組合消防本部における救急隊員の感染防止対策につきましては、感染症の疑いのある患者の対応に当たる隊員は、「県央・県南地域メディカルコントロール協議会」において、医学的知見に基づいて作成されております「感染防止対策マニュアル」により、感染の防止と隊員の健康管理を図るとともに、救急車の消毒などの衛生管理を実施しているところでございます。

昨年の本組合における火災及び救急の概況につきましては、消防年報によりますと、火災件数は、前年より18件少ない78件、救急出動件数につきましては、過去最高となった前年より、51件少ない11,323件となっております。

救急出動件数の減少につきましては、昨年は梅雨明けが遅く7月中旬まで低温多雨となったことにより熱中症による出場件数の減少や冬場のインフルエンザの患者数も低調に推移したことによるものと思われまます。

今年の熱中症による救急搬送の状況につきましては、梅雨明けが遅いこともあり、搬送者数は、昨年よりもさらに少なくなっております。今後、炎天下の夏を迎え、新型コロナウイルスの感染防止によるマスクの着用など、これまでとは異なる「新しい生活様式」による十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛ける必要があると考えております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、地域から搬入されます不燃性廃棄物の適正な分別とリサイクル率の向上に努めております。また、やむを得ず個人で直接搬入される方々につきましては、新型コロナウイルス感染症の防止策として、事前予約による時間調整を図り、搬入時の密を避ける取り組みを行いながら、日々の適正な処理業務を進めているところでございます。

今後とも組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、住民の皆さまの安全安心と環境衛生の向上に努めてまいります。

なお、今定例会に提出しております各議案につきましては、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、私からの総括説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第3、議案第8号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第8号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の「審査意見書」を付して議会の認定に付するものでございます。

お手元には、「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算書」の他、付属資料といたしまして「決算書資料」、「主要施策の成果説明書」、「決算説明資料」、監査委員の「審査意見書」を配付いたしております。

それでは、決算書及び付属資料によりまして、令和元年度歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

はじめに決算書の1ページ、2ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

予算現額33億3,715万3,000円に対し、歳入決算額の収入済額が33億8,695万3,643円、歳出決算額の支出済額が32億7,716万8,020円で、歳入歳出差引残額は1億978万5,623円となっております。

予算現額に対する歳出決算額の執行率は、98.2%でございます。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。
決算書は5ページ、6ページをお開きください。

はじめに、5款 財産収入を御覧ください。

財産である基金の運用収入につきましては、定期預金として保管運用し、運用利率は昨年度と同じ0.01%で、収入済額の欄のとおり、いわゆる利息額は、13万7,545円となっております。

次に8款 諸収入の欄を御覧ください。歳計現金は、預金として保管運用を行っておりまして、1項の預金利子の欄のとおり、合計6,043円の利息が生じております。

次に、決算書は11ページ、12ページをお開きください。

歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金は、予算現額29億7,400万6千円に対し、調定額・収入済額共に29億7,400万2,207円となっております。

補正内容としましては、6節 高速国道救急業務特別負担金の額の確定によるもので、203万円を減額補正しております。

節ごとに御説明いたします。

1節 総務負担金4,074万5千円は、管理経費の議会費・総務管理費・監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を衛生費と消防費の事業費の割合で案分し、それぞれに平等割20%、人口割80%で算出した額を負担していただいております。

次に2節 不燃物処理事業負担金1億5,532万6千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金でございます。諫早市、雲仙市の2市の処理に係るもので、各市の人口割で算出しております。

次に3節 消防費負担金につきましては、12ページの備考欄に記載しております経常経費負担金20億2,320万4千円は、常備消防及び救急業務に要する人件費及び事務費等に係る負担金でございます。

そのほか施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、車両整備起債償還金負担金、庁舎建設起債償還金負担金につきましては、共通の必要経費として、職員配置割85%、人口割15%の負担率で各市の負担額を算出しております。

次に5節 起債借入償還金負担金につきましては、構成市で個別に負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル化整備に伴います構成各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市については、諫早署のはしご車購入費及

び新庁舎の敷地造成費でございます。大村市については、大村署のはしご車購入費に係る償還額でございます。

次に6節 高速国道救急業務特別負担金につきましては、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。

インターチェンジを有する諫早市と大村市に、請求関係の事務をそれぞれ行っていたいただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているものでございます。

次に8節 市単年度特別負担金は、諫早市については、はしご車のオーバーホールに係る負担金で、大村市については、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター内にある大村消防署久原分署の賃貸借料に係る負担金でございます。

次に2款 使用料及び手数料を御覧ください。

予算現額1,649万5千円に対し、収入済額1,737万5,690円で、約88万円の収入増となっております。この主な要因は、不燃性廃棄物の搬入量の増加に伴い、2項2目 廃棄物処理手数料が増となったことによるものでございます。

5款 財産収入は、先ほど御説明した基金の利子でございます。

次に13ページ、14ページをお開きください。

6款 繰入金につきましては、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、調定額、収入済額共に2億440万4千円となっております。

このうち退職手当基金繰入金は、備考欄のとおり、消防費の退職手当基金繰入金で消防職員の退職金に充当したものでございます。

施設整備基金繰入金につきましては、消防施設整備に係る事業費及び県央不燃物再生センターの施設整備のための財源として繰入れたものでございます。

補正内容は、施設整備基金繰入金が消防車両更新に係る事業費の確定に伴い、19万円の減額補正を行っております。

次に7款 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

補正につきましては、余剰金の基金積立として、施設整備基金に総務費から150万円、衛生費から1,500万円及び消防費から4,000万円の積立を行い、高速国道救急業務特別負担金の確定に伴う財源更正の203万円と合わせて5,853万円を増額補正しております。

次に8款 諸収入は、予算現額4,991万1千円に対し、調定額5,499万5,547円、収入済額5,482万9,293円で、収入未済額16万6,254円となっております。

8款1項は預金利子でございます。8款2項の雑入につきましては、予算現額4,990万円に対し、調定額5,498万9,504円、収入済額5,482万3,250円で、492万3,250円の収入増となっております。

これは、主に不燃性有価物売却代で予算額3,300万円に対し、実績額が3,646万9,177円と見込金額を346万9,177円上回ったことによるものでございます。

また、収入未済額16万6,254円につきましては、不燃物再生センターで発生したアルミ缶プレス窃盗事件に係る示談による被害弁償金16万6千円と遅延損害金254円でございます。

次に9款 組合債につきましては、予算現額、調定額、収入済額共に同額の3,290万円となっております。

起債対象につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、大村消防署のポンプ自動車でございます。

補正内容は、事業費の確定に伴うものでございまして、250万円の減額補正をしております。

以上、歳入合計は、予算現額33億3,715万3千円に対し、調定額33億8,711万9,897円、収入済額の33億8,695万3,643円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書15ページ、16ページをお開き下さい。併せて、別冊の決算説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、1款 議会費は、組合議会の運営に係る予算でございます。予算現額47万2千円に対し、支出済額46万5,073円で、執行率は98.5%でございます。

次に2款 総務費でございます。

1項 総務管理費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費及び事務費に係る予算でございます。予算現額4,121万6千円に対し、支出済額3,916万6,918円で、執行率は95.0%でございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に150万円を積み立てたことによる増額補正となっております。

決算書17ページ、18ページをお開きください。

2項 監査委員費は、監査事務に係る予算で、予算現額57万1千円に対し、支出済額39万7,812円、執行率は69.7%でございます。

次に、3款 衛生費につきましては、不燃物処理事業に係る予算で、予算現額2億2,242万5千円に対し、支出済額2億2,140万8,803円で執行率は99.5%でございます。

不燃性廃棄物の処理事業につきましては、リサイクルを促進し、適正な分別処理により、有価物回収と入札による売却を実施し、収益の向上を図り、構成市の負担金の低減に努めているところでございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に1,500万円を積み立てたことによる増額補正となっております。

次に、19ページ、20ページをお開きください。

4款 消防費は、消防救急業務に係る予算でございます。予算現額25億6,727万4,000円に対し、支出済額25億1,225万9,164円で、執行率は97.9%でございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に4,000万円を積み立てたことによる増額補正とポンプ車購入費の入札執行残269万円の減額により合計額3,731万円の増額補正となっております。

主な不用額につきましては、1目 消防運営費の2節給料の273万9,040円は、再任用職員を9名採用予定のところ希望者が8名だったことから1名分が不用額となったものでございます。

3節 職員手当等の1,185万3,346円につきましては、職員の扶養親族の異動により扶養手当、児童手当及び期末手当等に不用額が生じたほか、救急出動件数の減少やほか、年度末の各種行事が中止となったことにより時間外勤務手当や夜間勤務手当に不用額が生じたものでございます。

同じく、4節 共済費の不用額1,249万7,356円につきましては、本組合が負担すべき共済負担金が各種職員手当の減により算定の基礎となる職員の標準報酬月額が当初見込み額より少なくなったことに加え、掛金率が前年から引下げられたことで不用額が生じたものでございます。

同じく、9節 旅費の不用額110万7,378円につきましては、昨年は、緊急消防援助隊の出場がなかったことに加え、年度末に各種の会議や研修会等が中止になったことによる執行残でございます。

同じく、11節 需用費の不用額1,306万372円につきましては、主に、出場件数が減少したことに加え、各種行事が中止になったことにより、車両の燃料費に約245万円の執行残が生じ、また、昨年は梅雨明けが遅く、その間も気温が低かったことで、光熱水費のうち電気代が例年より少なく約241万円の執行残となっております。そのほか消耗品費、医薬材料費に入札による執行残がございます。

同じく、12節 役務費の不用額170万2,329円につきましては、通信運搬費の不用額のほか、主に手数料において、装備品の定期的な法定点検のほかに使用すごとに義務付けられている耐電防護具の耐電試験や酸素ボンベ

等の耐圧試験の実施が、使用実績が少なかったことから、約75万円の不用額が生じております。

13節 委託料の不用額457万4,956円につきましては、備考欄に記載の各種委託料の入札による執行残でございます。

次に、決算書は、23ページ、24ページをお開きください。

14節 使用料及び賃借料の不用額164万1,311円につきましては、主に諫早消防署長の公舎として借上げるための賃借料が所轄内の自宅からの通勤となったことで不用になったものでございます。

次に、決算書は、25ページ、26ページをお開きください。2目 消防施設費でございます。

補正予算の内容につきましては、ポンプ車購入費の入札執行残額269万円の減額補正でございます。

主な不用額につきましては、26ページの13節 委託料の335万9,054円につきましては、主に大村署空調機改修の入札による執行残でございます。

次に、27ページ、28ページをお開きください。5款 公債費につきましては、予算現額5億419万5千円、支出済額5億347万250円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費については、支出がございませんでした。

以上の歳出合計は、予算現額33億3,715万3千円に対し、支出済額32億7,716万8,020円で予算に対する執行率は98.2%でございます。

不用額5,998万4,980円につきましては、全額、翌年度への繰越金となりますので、令和2年度の補正予算の財源及び基金の積立てとして予定しております。

次に29ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きますと、歳入歳出差引額は、1億978万5千円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同額の1億978万5千円でございます。

次に、31ページ、32ページをお開きください。

「財産に関する調書」につきましては、「土地及び建物」において、上から3番目の諫早消防署の年度中の増減高につきましては、消防署の4階にある諫早市が所有する消防団の施設分に係る514.47㎡について、本来は当初から控除して記載すべきところ消防署の延面積に含まれておりましたので、今回、修正を行うものでございます。

なお、同様の施設がございます大村消防署につきましては、当初から控除された延面積となっているところでございます。

次に、33ページ、34ページをお開きください。

財産のうち「物品」につきましては、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

33ページは、事務局総務課に係るもので、令和元年度中の増減はございません。

34ページは、消防本部に係るもので、年度中の増減及び配置換えにつきましては、備考欄のとおりでございます。

次に、35ページをお開きください。

基金の現在高につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の「令和元年度決算書資料」を御覧ください。

1ページは、「一般会計歳入歳出決算総括表」でございます。

決算書の1ページ、2ページと同じ表でございます。

2ページは、「一般会計予算決算対比及び前年度比較表」で歳入について款別に前年度との比較を記載しております。

同じく、3ページは、歳出についての前年度との比較表でございます。

4ページは、歳入について自主財源と依存財源別の比較表でございます。

同じく、5ページは、歳出について性質別の比較表でございます。

6ページは、構成市の負担金についての前年度との比較表でございます。

7ページは、組合債の令和2年度までの償還年次表でございます。

令和元年度末の未償還元金の合計は25億31万1,879円となっております。

8ページは、基金の決算状況表でございます。令和元年度末現在高は14億4,145万4,037円となっております。

9ページは、不燃物処理事業にかかる搬入量の過去3年間の実績でございます。

10ページは、同じく不燃物処理事業にかかる手数料の収納内訳でございます。

11ページは、有価物の過去3年間の売却実績でございます。

12ページは、消防手数料の収納内訳でございます。

13ページは、消防費の普通建設事業費の内訳でございます。

なお、一般的に普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、庁舎など公共施設の新設や増設事業に要する経費とされておりますが、ここでは、毎年、組合

が県に提出する「地方財政状況調査」と一致するよう調査作成要領に基づく1件百万円以上の機械器具等の購入等も投資的経費として計上しております。

以上で決算書資料の説明を終わらせていただきます。

次に別冊の「主要施策の成果説明書」について御説明いたします。

令和元年度に実施した主要施策の推進と成果の概要について記載しております。

次に別冊の「県央組合決算説明資料」について御説明いたします。

予算科目別に事業の概要について記載しております。主要施策の成果説明書と併せて、御覧いただきたいと存じます。

最後に、「監査委員の審査意見書」を添付させていただいております。審査結果につきましては、1ページに記載のとおりでございます。審査の概要と意見につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

9ページの「5 むすび」の下から6行目にありますように、本組合の財政運営は、構成市からの負担金に依存していることから、常に費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本とし、効率化に努め、創意工夫を重ねるとともに、圏域全体の将来を見据えた、長期的で効果的な運営を継続し、構成市と情報を共有しながら、圏域住民の安全安心と環境衛生の向上に努めまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、歳入は全般、歳出は款ごとに3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示しく下さい。

まず、1款、議会費について、ページは、15ページ、16ページであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、2款、総務費について、ページは、15ページから18ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○山口喜久雄議員

16ページでお尋ねいたします。19節 電子計算機処理負担金ですが、昨年度からすると倍になっているようですが、これはどのような理由でしょうか。

○事務局長（池松 弘君）

本組合が諫早市に委託しております電子計算機処理負担金で、諫早市の方で更新作業が行われましたので、それに係る負担金の増でございます。

○山口喜久雄議員

負担が変わり増額となったということですね。

監査委員費ですが、毎年不用額が15万円から17万円ぐらい出ているようですが、予算額自体がこれだけ予算を組まないといけないのかなと、これはどういう趣旨でこの金額にされているのか、毎年不用額が15万円から17万円ぐらい出ているのは、これ以上いかないのでしょうか。ほかにこちらの市の方で監査委員会議があったときに主催をしなければならないときに費用がいるからという趣旨なのか、意味がよくわからないのですが教えてください。

○事務局長（池松 弘君）

不用額につきましては、会議等の出席が日程の調整できなかったというのと、コロナ関係で会議等が中止になったということで、会議等の負担金分と旅費が不用額となってしまったということでございます。

○山口喜久雄議員

単年度だと分かるのですが、複数年度にわたって不用額が同じぐらい出続けていないですかね。確認ですけど。

○事務局長（池松 弘君）

執行残につきましては、監査委員と職員の研修及び事務費を計上しておりますが、研修の参加が日程の調整ができず参加ができなかったため、毎年、旅費と負担金が執行残となったものでございます。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、3款 衛生費について質疑がある方はどうぞ。ページは、17ページから20ページまでであります。

○相浦喜代子議員

17ページ、衛生費の中にリサイクルの集いですが資料で言うと4ページになりますが、大村市さんには該当しなくて、雲仙市さんと諫早市になるわけですが、できれば、資料の中のリサイクルの集いに参加人数がどれくらいあったかというのを、ご案内は頂くのですがなかなか行ける機会がなくて、環境問題に関しては、結構皆さん関心を持たれているようでもありますので、年々増えているのかということも含めてお尋ねします。

○事務局長（池松 弘君）

令和元年度は、11月3日にリサイクルの集いを開催いたしております。来場者は、570名の方にご来場いただきまして、そのほかにスタッフ等が参加しております。あとは、フリーマーケットが好評でございまして39店舗の出店があつているところでございます。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、4款 消防費についてでございます。ページは、19ページから26ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○松本正則議員

消防費給料で9名が1名減って8名で減という報告でしたが、9名予定が、理由がどうしてもというのと業務的に1名減というのは大きいと思うのですが、その辺の対応をどうされたのかという2点をお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

9名が8名になったということですが、その方は再任用職員で、定年退職した後に、ポジションが変わって仕事をしていただくということで、最後まで検討され、最終的に断るということで1名減となったものでございます。

○松本正則議員

業務的には支障がなかったということですね。1名がそのまま退職の人がいるということですか。

○消防長（城下和美君）

業務的には支障はございません。

○山口喜久雄議員

何点かあります。22ページですね。4款1項1目 消防運営費ですが、無線局再免許申請業務委託料ですが、これが前年比に比べて60万円ほど減っていますけど、これは毎年変わるものなのか、内容的なものを教えていただきたいと思います。それと、下から10行目ぐらいの庁舎清掃業務委託料ですね。これも前年度74万円ぐらいだったのが、107万円に増えていますので、これは入札で業者が変わったからこうなったのか、それとも箇所が増えたのかお尋ねします。それと24ページですね。18節 備品購入費の事務用機器でこれも200万円増になっておりますけれど、これはパソコンか何か買われたのか確認です。次に26ページ13節 委託料ですね。大村署排気ガス装置改修委託料が前年度140万円、今年度247万5千円ということで、これは数年度にわたって工事をされているものなのか、いつまで続くものなのかお尋ねいたします。それと18節 備品購入費の12誘導心電計ですね。これは効果があるということで導入されているようですが、これは何台目標にされていて、何年かけてやられる予定なのか、そして入札でされているのかというのをお尋ねいたします。

○事務局長（池松 弘君）

私のほうから26ページの大村署排気ガス装置改修委託料につきましては、車庫の中に排気ガスを外部に排出する装置がありますが、それが建設当時のものでございまして故障をしたということで、車庫の排気ガスを外に排出する装置の修繕をした改修修繕の委託ということでございます。車庫内に充満した排気ガスを外に排出する装置がありまして、当初は1基修繕する予定だったものが、2基故障して排出ができなくなってしまいましたので、2基改修したことによる単年度の事業でございます。

○消防長（城下和美君）

22ページの無線局再免許申請業務委託料でございますが、これは無線局の数が多くありまして、その年の更新の数によって金額が変わります。

○次長兼消防総務課長（田方 章君）

18節 備品購入費の12誘導心電計ですけれど、これは昨年度初めて県央消防本部の救急車に導入をいたしました。今までは簡易な心電図でしたけれど、これはかなり高度な心電図を導入するということで、3消防署、諫早、大村、小浜の本署の救急車に導入をしたものです。

3台ですね諫早本署、大村本署、小浜本署の救急車に新たに導入したものでございます。

○山口喜久雄議員

質問はですね。何台入れられたかということと、これから先入れられる予定が何台あられるのかということと、何年ぐらいかけてされる予定なのかということと、入札だったのでしょかということをお尋ねしたのですが、3台というのは今これに計上されていることをおっしゃっているのだと思うのですが、それ以外のところには入れる予定はないということで解釈していいのでしょうか。

○消防長（城下和美君）

この12誘導心電計はですね。今3台、今年から始まりまして、2年度に更新する救急車に2台、今後、更新する車両に逐次購入してまいります。

○事務局長（池松 弘君）

24ページの備品購入費でございます。備品購入費事務用機器は、年次更新しておりますパソコンで447万9,900円の内訳としましては、パソコンを34台更新しております。OSが古くなりますとセキュリティの関係で使えなくなりますので、今年度は37台を更新するようにしております、年次的に更新をしているところでございます。

○大村消防署長（牟田一幸君）

庁舎清掃業務委託料の増額については、大村消防署の1階床部分のワックスの剥離を含めたところで面積が増えたということで増額となっております。

○相浦喜代子議員

2件だけお尋ねいたします。決算書では24ページの上段部分の感染症産業廃棄物処理業務委託料というのが、これまでもあったのかどうか分かりませんが、どうしても感染症というとコロナを考えたところですが、これはコロナ関係の委託料としてあるのか、それと内容についてお尋ねするのが1件と、

それから直接決算書の数字では探せなかったのですが、説明資料の8ページ本部の概要として消防総務課、予防指導課、警防救急課それから通信指令課があります。この中の予防指導課で言いますと火災予防等になるわけですが、女性防火クラブについては、今日いただきました年報にも載っているところであり、年々数が少なくなっているようですが本部として、それぞれの所管する大村、雲仙、諫早の活動が大まかどのような活動をされているのかあまり見えてこないことがありますので、そのあたりをどれくらい予算を組んでなさっているのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

まず、感染症産業廃棄物処理業務委託料ですが、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに基づき救急活動で排出されます感染症廃棄物のガーゼとか汚物の処理で、従来は搬送先の病院で処理をお願いしていましたが、平成23年からは業者に委託して処理をしております。先ほど議員がおっしゃられましたコロナ関係ですが、これにつきましては、搬送先の病院で処理をお願いしております。

女性防火クラブにつきましては、高齢化もあり難しいところがありまして、まず、活動から言いますと火災予防の啓発に活躍していただいております。諫早署で言いますと、3月の防火の集い、出初式の参加、餅つき大会の手伝いなどで、予算につきましては、諫早市のほうから助成をいただいております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、5款、公債費についてでございます。ページは、27ページ、28ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、6款、予備費についてでございます。ページは、27ページ、28ページであります。質疑がある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、11ページから14ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、次に、「財産に関する調書」についてでございます。ページは、31ページから35ページまでであります。質疑がある方どうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第8号「令和元年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり認定されました。

次に、日程第4、議案第9号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(池松 弘君)

議案第9号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」について、御説明申し上げます。

議案第9号の補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,112万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,353万2千円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表地方債補正」をご覧ください。起債の目的欄に記載しております消防車両等整備事業は、高規格救急車の購入に係る事業費でございます。

起債限度額を補正前5,080万円から、1,400万円を増額補正し、補正後の限度額6,480万円とするものでございます。

予算書の1ページに戻りまして、次に、第3条の組合経費の負担の補正につきましては、5ページの「第3表市別負担額表」を御覧ください。

高速国道救急業務特別負担金は、高速道路株式会社から高速道路の救急業務を実施する自治体へ財政措置されているところでございますが、この負担金の額が確定したことから、負担金の額を補正するものでございます。

また、市単年度負担金につきましては、大村市は大村消防署の空調機の改修費用の3階の市所有施設に係る負担金と、雲仙市は小浜消防署のはしご車のオーバーホールに係る経費の2分の1が負担金でございますが、それぞれの事業費が確定したことから、負担金の額を補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたします。予算書は12ページをお開きください。

3款 衛生費は、1目 塵芥処理費の25節 積立金に1,000万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、令和元年度の繰越金を財源として施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、予算書13ページ、4款 消防費は、4,112万8千円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、1目 消防運営費につきましては、繰越金を財源として消防施設整備基金へ4,500万円の積立を行うものでございます。

2目 消防施設費につきましては、11節 需用費の修繕料、13節 委託料及び18節 備品購入費に係る事業費の確定により、1,087万2千円の減額を行い、15節 工事請負費につきましては、大村消防署屋上防水工事に係る事業費で、設計事務所による詳細な現地調査を行った結果、工法の変更や施工面積が増となったことなどから700万円の増額を行い、消防施設費の合計では、差し引き387万2千円の減額補正とするものでございます。

また、2目 消防施設費では、当初、更新する高規格救急車2台のうち1台は補助事業を活用する計画でございましたが、補助要件の変更に伴い、補助対

象とならなかったことから起債事業に変更し、財源更正を行うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書は6ページをお開きください。上段の歳入の欄を御覧ください。

歳入につきましては、先ほど御説明いたしました歳出額の確定及び事業の変更等に伴って負担金、繰入金及び繰越金等について補正と財源更正を行うものでございます。

総額は、5, 112万8千円の増額でございます。

内訳といたしましては、負担金で493万1千円の減、国庫支出金で1, 462万8千円の減、繰越金で5, 668万7千円の増、組合債で1, 400万円の増となっております。

最後に、予算書14ページは、地方債の年度末見込み額の補正調書でございます。

議案第9号資料といたしまして、ただいま御説明をいたしました事業費や負担金の内訳を添付いたしております。

また、資料の6ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から財政調整基金、退職手当基金、施設整備基金となっております。令和2年度末現在高の合計額は、約14億8, 426万円の見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが議案第9号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第9号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際は、ページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、12ページ、13ページまでであります。質疑のある方どうぞ。

○朝長英美議員

消防施設費の委託料13節ですね。大村消防署の防水工事の設計委託料がマイナスになりまして、工事請負費がプラス700万円になっているのですが、当然これだったら設計も増えるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局長（池松 弘君）

大村消防署の屋上防水工事につきましては、庁舎建設が平成12年の3月に建設されて、築20年を経過しております。空調機、照明器具等の設備も老朽化しております、設備の更新を年次計画で進めているところでございます。屋上の防水工事につきましては、既存の防水はアスファルト防水でございまして、耐用年数は15年から20年程度といわれております。今回の防水工事の予算につきましては、工事請負費に1千万円、設計委託料に100万円を当初予算に計上したところでございます。通常の維持修繕であれば今年度は調査設計を行い、次年度に設計書に基づいた工事請負を計上すべきところでございますが、大村消防署は3階の天井部分から雨漏りが発生しております、部分的な応急処置を施しても雨漏りを止めることが出来ませんでしたので、当初業者見積をいたしまして、当初予算に工事費の概算工事費1千万円を計上したところでございます。委託料につきましては、工事を発注する際に必要な細部の施工の納まり図、あるいは設計書に必要な数量の算出の委託料で、これはすでに指名競争入札によって落札をされたということで100万円から契約額に減額をしているということです。工事請負については、施工の面積、工法等が変更になって増額になるものですから、予算を頂いてこれから設計書に基づいて入札を早急に着手したいと考えております。

○松本正則議員

不燃物施設の基金についてですが、今後の計画として何年ぐらいに造るとか表だって出ているのかというのが1つと、今後のためをと思っている基金なのか、それとも今後何かを造るときにこの基金のペースでいいのかということも考えたものですから、この基金についてどのような考えなのか、基金の積み方の考えをお聞きしたい。

○事務局長（池松 弘君）

今回の補正予算に計上している基金の積立につきましては、地方自治法に基づき前年度の余剰金の2分の1を積立てるという風になっておりますので、今回は昨年度の余剰金の半分を基金に積立てるのが1,000円と4,500万円ということでございます。

○松本正則議員

積む内容の余剰金は分かりますが、この基金を今後どうしていくのか、考え方はですね。基金を今後どう運用して持っていこうとしているのか、そこら辺はどうなっているのか。

○事務局長（池松 弘君）

まず、不燃物処理事業につきましては、施設も老朽化しておりますので、これから個別の整備計画を今年度中に作成をいたしまして、年次計画で機器の更新等を進めるように、そのための施設整備基金の積立とされているところでございます。消防費につきましても今回の余剰金の積立につきましては、施設の維持のための基金でございますけれど、各構成市から頂いている庁舎の建て替えについての基金については、ある程度、小浜消防署であったり分署であったり、そういったところの計画を見据えたうえで年次計画を立てて進めていくということで、ある程度めどがついたところで基金の在り方については議論が必要と考えております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、7ページから11ページであります。質疑がある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。ページは、4ページ、5ページであります。質疑がある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり可決されました。
会議を保留ししばらく休憩いたします。

午後3時 休憩

午後3時15分 開会

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、「組合行政に対する一般質問」にはいります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間については、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内に終わるようご協力をお願いします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

それでは、相浦喜代子議員

○相浦喜代子議員

議席番号4番、諫早市議会選出の相浦喜代子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 県央地域広域市町村圏組合における消防署建て替えについて、2月に質問しました雲仙市小浜消防署の建て替え用地について進展はあったのか伺います。

また、諫早市の高来分署、多良見分署について2月の組合議会での御答弁を頂き、諫早市における3月議会にて、私が一般質問させていただきました。その際、諫早市の用地に対する考えを質問した際、宮本市長は、「3市の了解が得られれば2分署の候補地選定に入りたい。」との答弁がありました。このことを踏まえ、組合としてどのように考えられているのかを伺います。

次に、大きな2項目は救急出場における課題について、2件伺います。3月、新聞記事で「119番後に蘇生拒否 苦慮」の記事がありました。救急出動にあたって、現場での蘇生処置を家族が拒否する可能性があるというものでした。2019年度九州地区全体は拒否の意思表示が357件、蘇生中止は91件。

長崎県では、意思表示35件、蘇生中止14件とあります。この県央地区では、この5年間の状況はどうなっているのかということについてお伺いたします。また、そのような場合の対応マニュアル等はあるのかを伺います。

大きな2項目の2番目の質問は、この通告は、7月28日に提出させていただきました。その前後、管内の新型コロナウイルス感染症の感染者が連日公表され正直驚いているところがございます。そういった中で感染者の入院や軽症者宿泊施設への入所など私たちは知らされないことが多々あります。故に感染者もまたどう行動すべきか分からず、救急車を呼ぶようなこともあるのではないかと考えます。このコロナ禍において救急出動のリスクが高まる中、どのような対応を行っているのか伺います。以上答弁によっては再質問させていただきます。

○事務局長（池松 弘君）

県央地域広域市町村圏組合における消防署の建て替えについて、お答えいたします。

小浜消防署の建替用地の選定につきましては、まだ雲仙市から正式な報告はあっておりませんが、雲仙市にお尋ねしたところ、外部の有識者等で組織する「雲仙市消防力向上対策検討委員会」で候補地の検討が進められ、3月に意見書として提出されたとのことでございます。

その後、意見書で提示された候補地の近隣の自治会の方々に対して、説明会の開催などを行い、そこで提出されたご質問やご意見に対して、現在、ご理解を得られるよう対応されているとのことでございます。

諫早消防署高来分署及び多良見分署につきましては、小浜消防署の建替用地について雲仙市が地元調整に入られたことから、2分署の建て替えについても計画を推進するため、構成市に分署の現状や今後の計画を説明したうえで、諫早市へ用地の選定を依頼したところでございます。

○消防長（城下和美君）

救急出動における課題についてお答えいたします。

ガンの終末期患者や、老衰の患者が心肺停止の状態となった際に、患者の希望や尊厳を守るため、その家族が蘇生処置を望まない場合の対応につきましては、国の指針等は示されておりませんので、県内の救急隊は、長崎県メディカルコントロール協議会で作成された「救急業務の実施に必要なプロトコル」、プロトコルとは手順でございますが、これをマニュアルとして運用しております。

マニュアルでは、蘇生処置を開始し、並行して主治医と連絡を取るよう努め、主治医から「蘇生処置を行わない」旨の指示があった場合は蘇生処置を中

止するとされておりますので、医師からの指示がない場合などは、蘇生処置を実施しながら救急搬送を行っております。

本組合における家族が蘇生処置を望まない事案につきましては、平成30年1月から統計を取り始めておまして、現在までに10件の事案が発生しております。10件の事案の対応につきましては、主治医と連絡が取れない若しくは医師の指示により、蘇生処置を行いながら搬送したものが8件、エムタックに同乗した医師の指示により、蘇生処置を行わないで搬送したものが1件、主治医による死亡診断により、不搬送となったものが1件ございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する救急隊等の感染防止対策についてお答えいたします。

管理者の総括説明にありましたように、救急隊員等の感染防止対策につきましては、「県央・県南メディカルコントロール協議会」において、医学的知見に基づいて作成されました「感染防止対策マニュアル」によりまして、感染防止と隊員の健康管理を図るとともに、救急車の消毒などの衛生管理を実施しております。

119番通報時に発熱や咳の有無、渡航歴又は味覚障害などを聴取して、感染が疑われる場合は、各隊全員が今日展示しておりますけれど感染防護服「タイベック」といいますけれど、N95マスク、ゴーグル、手袋を装着して出場しております。

○相浦喜代子議員

予想だにしない状況が日本では起こっています。そういった状況にあって地域住民の生命財産を守るため、消防救急や大規模災害等に備える拠点として、消防署及び分署は、万全の機能を用意すべきと考えております。今、御答弁いただいたことをわたくしで解釈すると、これは「諫早市も同時に用地取得に入ってくださいね。」と組合が言ったというふうに認識をさせていただいてよろしいのでしょうか。まずその確認をさせてください。

○事務局長（池松 弘君）

消防署、分署の用地につきましては、構成市の地元市の方で適地を選定していただいて、消防本部と協議のうえ、適地かどうかを判断して、市の方で無償提供していただくということになっておりますので、諫早市の方にその旨用地の選定をお願いしたところでございます。

○相浦喜代子議員

雲仙市さんには申し訳ないですけれども、同時並行してということで諫早市

の分署等もほぼ同じ時期の建設でございますので、当然今後は、用地を早急に諫早市も選定して、3箇所同時に建設になっていくのか、少しずつずれていくのかは分かりませんが、これはやはり必要なものですから管理者、副管理者ともにそれぞれの首長でもございますし、その辺は私が言わなくても分かっているんじゃないかと思っておりますので、どうぞ早急な建て替えに向けてご尽力していただきたいと思っております。

次に救急出動に関してでございます。今、御説明していただきました。現在、この数箇月は尊厳死について議論されている中で消防法に基づく救急隊の任務、責任それから急病人である個人の意思、今現在は、在宅医療や在宅ケアが進められている中で現場に対応する隊員の方々がですねいろいろ苦慮されることがあるかと思っております。先ほどの御説明で言うと統一した、要は消防庁からの統一した見解がないということがこれはずっと続いているのだと思っておりますが消防庁からの通達等は全くないのでしょうか。

○消防長（城下和美君）

総務省消防庁におきましてもですね、本件に係る全国の取り組み状況を踏まえた有識者検討委員会により検討されております。現在はまだ将来的には救急隊の対応も標準的な手順について検討を進めていくべきであるという回答だけであります。

○相浦喜代子議員

長崎県では今おっしゃったようにかかりつけ医さんと連絡を取りながら取り組んで、要はその方が延命処置をしてほしくないとか、家族の方も同意されているとかかりつけの先生が存じ上げていれば、その中で延命処置はしなくていいということ、それともう一つは在宅医療在宅ケアの話をしました。訪問看護等に入る場合の契約書の中にも確か延命治療はしたくないという旨が入っていれば当然延命処置はしないということですので、救急出動依頼をするときに家族とのやり取りというのが電話だけのやり取りで済むのか、一旦救急隊員がそこに到着してからのやり取りになるのかということところが、その場にならないと分からないところもあると思うのですが、先ほどの県央管内では平成30年からいけば10件あるということですが、一旦は現場に行ってその中でということがこの10件すべてがそうなるということでしょうか。

○消防長（城下和美君）

やはりですね、家族と医師と包括ケアの皆さんと話はされているのですが、やはり119番通報がかかってくる以上は、我々は救命が優先ですのでまず行

きます。そこでやめてくださいとあれば、主治医に連絡して対応するしかないと考えております。

○相浦喜代子議員

次に、コロナ関連ですけれど、今日出して頂いて、百聞は一見に如かずということで、実際に長崎県で最初に出たのが3月あたまでです。管内で言えば4月に1回出てしばらく出てなくて、あとは皆さんご承知のとおりですが、現在、この防護服を着て出動したことがあるのかどうかと、あとは訓練、出動要請がかかってきて今消防長が言われたようなやり取りをしながらこれを着て出動する訓練をなさっているのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

訓練ですが、十分な訓練をしております。件数ですが、トータルで44件搬送しております。1件は壱岐市から自衛隊が搬送して、その後、長崎大学病院へ行った分が陽性であとの43件はすべて陰性であります。

○相浦喜代子議員

陰性というのをお聞きしてホッとしたところでは、大村、雲仙、諫早とそれぞれ本署があるわけですが、それぞれ対策会議等もあるわけですね。それぞれの市との要はコロナ対策に対する協議には消防として、協議に参加したりとかはあるのでしょうか。それはどういう体制で消防は構えてますよというのはきちっと各自治体に報告なり若しくは協議の場があったのかどうかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

各市の新型コロナウイルス感染症対策本部の委員に各消防署の署長がなっておりますので会議にはすべて署長が出席をしております。その場で現状を説明したり、対応を説明したりしております。

○相浦喜代子議員

コロナの対策は、対策をしてもしても、要はどこかからやってくる場合もございます。まして、消防隊員の方が仮に感染してしまいますと、その中でクラスターが発生することも当然ございますので今後とも気を付けていただきながら、そして、人命に対してはそれなりの処置をしていただきたいと思います。今回救急出動に関して2件出ささせていただきましたけど、どちらにしましても命を救うのが救急の役割でございますが、命の終結者になる可能性もあ

るということですよ。要は救急搬送に要請されて行ったけれども延命はしてほしくないということで確認が取ればそこで、要は命を救うということは本人さんの意思に従ってしないということを医師も含めてそこで了解して出勤しないというわけです。そうすると本来の使命、役割からするとですね、目の前にいる人を処置をしないことに対するメンタルケアも必要になってくるのではないかと思います。その部分についてはケアというのは、どのようになさっているのかお尋ねいたします。

○消防長（城下和美君）

救急のみならず、我々はこの前の轟の災害もですが色々な現場に行きますので、その都度、惨事ストレスのチェックをやって、また、定期的に隊員のチェックもやっております。

○相浦喜代子議員

色々質問させていただきましたけれど、やはり「備えよ常に」というこれはガールスカウトの掟なのですがそれはすべてにおいて必要なことだと思いますから今後共ですねまずはご自分の命を守ることも大事ではありますが、それに合わせて地域住民の生命財産を守るということを念頭に日々の活動を続けていただきたい思います。質問を終わらせていただきます。

○議長（田川伸隆君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和2年第3回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議長

岡川伸隆

会議録署名議員

村崎 浩史

会議録署名議員

坂本 弘樹